



1 学校評価のあゆみ

「教育改革国民会議報告～教育を変える17の提案～（平成12年12月）」※1を受けて、平成14年3月に小学校設置基準※2・中学校設置基準が制定、同年4月に施行され、学校には自己評価の実施と結果の公表についての努力規定が課せられました。これを受け、平成15年3月に長崎県教育センターは、「学校評価ガイドブック」を作成しました。



※1 **教育改革国民会議報告～教育を変える17の提案～**：12番目の「地域の信頼に応える学校づくりを進める」提案の中で、(1)保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。(2)各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。などが示されました。

※2 **小学校設置基準**：自己評価等(第二条)小学校等は、その教育水準の向上を図り、当該小学校等の目的を実現するため、当該小学校等の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする(第一項)。前項の点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定して行うものとする(第二項)。情報の積極的な提供(第三条)小学校等は、当該小学校等の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(* 下線は、執筆者が付している。以下同じ。)

平成14年度から16年度にかけて、「新しいタイプの学校運営の在り方」に関する調査研究が行われ、その後、平成17年8月に学校評価システム研究会が発足しました。ここでは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月閣議決定）」※3や「新しい時代の義務教育を創造する（答申）（平成17年10月中央教育審議会）」※4なども参考に検討が続けられ、平成18年3月に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が策定されました。これを受け、平成19年3月に長崎県教育委員会は、「魅力ある学校づくりのために」と題した学校評価推進リーフレットを作成しました。



※3 **経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005**：次世代の育成【教育改革】の中で「評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視して、今後の教育改革を進める。このため、義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定するとともに、～以下略～」と記述されています。

※4 **新しい時代の義務教育を創造する（答申）**：「学校の組織運営の見直し」の項を設け「今後、更に学校評価を充実していくためには、学校・地方自治体の参考に資するよう大綱的な学校評価のガイドラインを策定するとともに、現在、努力義務とされている自己評価の実施とその公表を、現在の実施状況に配慮しつつ、今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要である。（～途中略～）なお、学校評価の実施に当たっては、学校の序列化や過度の競争、評価のための評価といった弊害が生じないよう、実施や公表の方法について十分に配慮する必要がある。また、評価に関する事務負担を軽減するための工夫や支援も重要である。」などと記述されています。

平成19年6月に学校教育法※5、同年10月に学校教育法施行規則※6が改正され、学校評価のさらなる推進を図るため、自己評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告が義務付けられました。また、学校関係者評価の実施等についても努力義務ではありますが、積極的な実施が求められるようになりました。そこで、学校評価の推進に関する調査研究協力者会議※7において議論されたことを踏まえ、平成20年1月に学校評価ガイドラインが改定され、記述の見直しに加え、高等学校や特別支援学校等も新たに対象に加えられました。これを受け、長崎県教育委員会は、先に作成したリーフレットを補完する資料として平成21年3月に「学校評価Q&A」を作成しました。



※5 **学校教育法**：第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※6 **学校教育法施行規則**：第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

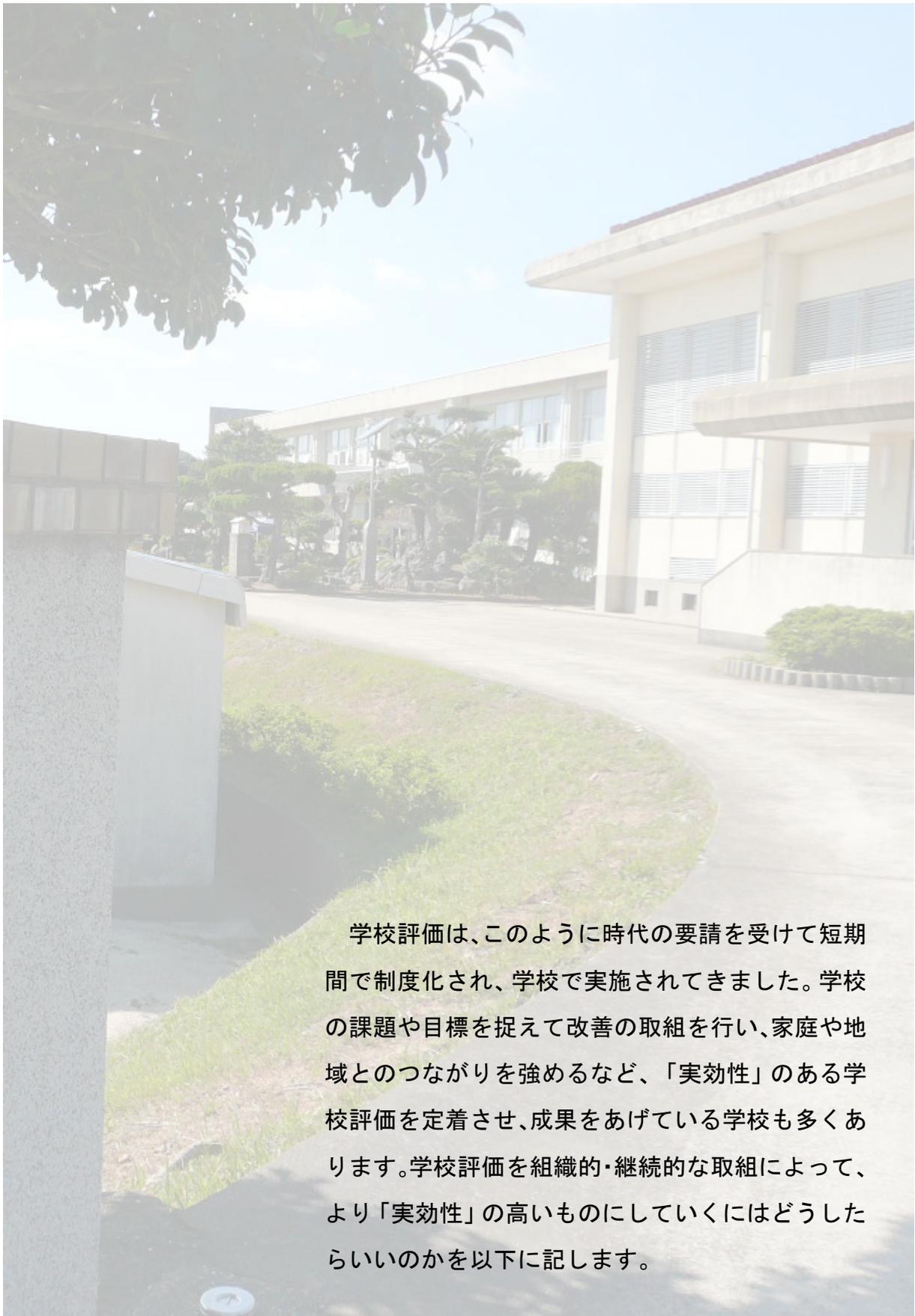
※7 **学校評価の推進に関する調査研究協力者会議**：「自己評価の実施と結果公表の義務化」「外部評価の実施と結果公表の努力義務化」「第三者評価の趣旨、目的、方法について」「学校評価ガイドラインの改善等について（学校における目標設定及び評価項目のあり方等）」「評価者の研修に関すること」「高等学校、幼稚園、特別支援学校における学校評価の在り方等」などの事項について調査研究を行いました。

平成20年7月、教育振興基本計画※8が閣議決定され、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善と発展が求められ、学校評価システムや第三者評価の仕組みの確立に向けて取り組まれることとなりました。これを受け、平成21年4月から1年間設置された、学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議で検討された結果（「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（報告）（平成22年3月）」※9）、学校評価ガイドラインの二回目となる改定（平成22年7月）が行われました。



※8 **教育振興基本計画**：学校の組織運営体制の確立のための施策として、学校評価について次のように記述されています。「教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る（～途中略～）専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。」

※9 **学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（報告）**：この中で第三者評価の具体的な実施体制について、ガイドラインでも記載されている三つの事例が示されました。



学校評価は、このように時代の要請を受けて短期間で制度化され、学校で実施されてきました。学校の課題や目標を捉えて改善の取組を行い、家庭や地域とのつながりを強めるなど、「実効性」のある学校評価を定着させ、成果をあげている学校も多々あります。学校評価を組織的・継続的な取組によって、より「実効性」の高いものにしていくにはどうしたらいいのかを以下に記します。